

## 審 査 結 果

(平成31年4月25日付け西設相制第000015号関係)

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第15号。以下「改正省令」という。）附則第2条第1項に基づき、平成31年4月25日付け西設相制第000015号について以下のとおり審査した結果、申請のとおり承認して差し支えないものであると認められる。

審 査 基 準	審 査 結 果
1 改正省令の施行の際現に設けられている多数の関係電気通信事業者による協議の場における協議の結果に基づき、平成29年3月28日又は同年9月27日に行われた情報通信審議会の答申の趣旨にのっとりその変更又は追加がされる対象網機能であること。	本件申請に係る機能については、申請書の「(理由)」の欄に記載された事項から、改正省令の施行の際現に設けられている多数の関係電気通信事業者による協議の場における協議の結果に基づき、平成29年9月27日に行われた情報通信審議会の答申の趣旨にのっとりその追加がされる対象網機能であると認められる。
2 1に規定する協議の状況、変更又は追加に関連する情報の提供の方法その他の事情を勘案して第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものであること。	申請書の「(理由)」の欄に記載された事項から、1に規定する協議の状況、追加に関連する情報の提供の方法その他の事情を勘案して第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものであると認められる。

# 審査結果

(平成 31 年 4 月 25 日付け西設相制第 000016 号関係)

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 15 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 条第 2 項に基づき、平成 31 年 4 月 25 日付け西設相制第 000016 号について以下のとおり審査した結果、申請のとおり承認して差し支えないものであると認められる。

審査基準	審査結果
1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、改正省令の施行の際現にその変更又は追加の計画を有する対象網機能であること。	本件申請に係る機能については、 [redacted]（以下、「[redacted]社」という。）からの事前調査申込みに対し、西日本電信電話株式会社が [redacted]日に事前調査回答を行い、 [redacted]日に[redacted]社から西日本電信電話株式会社に対し接続の申込みがあったものであり、改正省令の施行（平成 31 年 3 月 28 日）の際に現にその追加の計画を有する対象網機能であると認められる。
2 改正省令による改正後の電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 24 条から第 24 条の 4 までの規定及び改正省令による改正後の電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 3 条の 2 の規定による措置に相当する措置が講じられるものであること。	申請書の「「相当する措置」を講じたと考える理由」の欄に記載された事項から、電気通信事業法施行規則第 24 条から第 24 条の 4 までの規定及び改正省令による改正後の電気通信事業報告規則第 3 条の 2 の規定による措置に相当する措置が講じられるものであると認められる。